

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のとおり公聴会を行う。

令和4年11月8日

静岡県知事 川勝平太

1 公聴会の期日

令和4年11月14日（月）午前10時30分から

2 公聴会の場所

三島市役所中央町別館 4階 第1会議室（三島市中央町5-5）

3 許可しようとする建築物の計画

建築場所	静岡県三島市文教町2丁目3597-4の一部、3597-6、3791-73 (住居表示：三島市文教町2丁目10-57)	
用途地域	第二種中高層住居専用地域（敷地の過半）、第二種住居地域	
建築物概要	用途	体育館又はスポーツの練習場
	構造	増築部：鉄骨造 既存部：鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造
	規模	2階建て 延べ面積5,794.22㎡（内増築面積：16.62㎡）

4 当事者の住所及び氏名

静岡県三島市北田町4-47

三島市長 豊岡 武士